

和歌山県医師確保計画(案)及び和歌山県外来医療計画(案)に対する意見募集結果について

- ◆意見募集期間 : 令和2年2月26日(水)～3月11日(水)
- ◆意見募集方法 : 郵便・持参・ファックス・電子メール
- ◆意見提出者数 : 1団体、4個人(計5者)
- ◆意見件数 : 18件(意見概要及び、意見に対する県の考え方等は以下のとおりです。)

【医師確保計画】

No.	関係箇所	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
1	第3章-2 目標医師数(P14～)	国の指標は目安として捉え、県の必要医師数確保に努めていただきたい。	本計画では、国が示した目標医師数を記載しつつも、地域医療を堅持するという観点から、県としての目標医師数を併記して、目標達成に向けた医師確保対策に取り組んでいくこととしています(P14)。
2	第3章-2 目標医師数(P14～)	医師の働き方改革を踏まえた病院勤務医の必要医師数を検討すべきではないか。	本県では、地域の病院で医師が不足している状況にあり、医師の働き方改革を進めるためには、更なる医師数を確保する必要があると認識しています(P7)。 そのため、本計画では、医師の労働時間短縮に向け、医療従事者へのタスクシフトやICT技術を活用した効率化等に取り組むこととしています(P18)。
3	第3章-3 施策の方向(P17～)	公立・公的病院と中核病院(民間)との連携推進や、ICT活用による遠隔診療体制の構築に取り組んでいただきたい。	本計画の、施策の方向において、病院間の連携や遠隔診療支援、ICT技術を活用した効率化等に取り組んでいくこととしています(P18)。
4	第3章-3-(1) 医師の派遣調整(P17)	地域枠医師の派遣については、公立病院のみとなっているが、民間病院も重要な役割を担っていることから、民間病院にも派遣していただきたい。	地域医療を堅持するために重要となる不採算医療を公立・公的医療機関が担っていることから、優先的に医師を派遣しています。地域医療構想を進めていく中で、民間病院においても不採算医療など、地域で求められる役割を担うことになれば、派遣対象への追加を検討していきます。

No.	関係箇所	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
5	第3章-3-(1) 医師の派遣調整(P17)	大学病院からの中堅医師の派遣を促進させる方策を考慮していただきたい。	本計画の、施策の方向において、県立医科大学と連携し、指導医クラスの医師を地域枠医師等が配置された病院に派遣する体制を構築していくこととしています(P17)
6	第3章-3-(3) 特定診療科医師の確保(P18)	医師が不足している特定診療科の確保に特に重点を置いていただきたい。	本計画の、施策の方向において、「特定診療科医師の確保」を項目として設け、研究資金貸与制度等を活用して、不足診療科の医師確保に取り組んでいくこととしています(P18)。
7	第3章-3-(3) 特定診療科医師の確保(P18) 第4章-6-(2) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保(P28)	外科、救急、産科、小児科等不足している診療科希望者を募集してはどうか。	本計画の、施策の方向において、「特定診療科医師の確保」を項目として設け、研究資金貸与制度等を活用して、不足診療科の医師確保に取り組んでいくこととしています(P18)。 また、本県では、県立医科大学地域医療枠については、産科、精神科として、近畿大学和歌山県地域枠については、救急、産科、小児科、麻酔科として、地域で勤務することを制度として認めています(P28)。
8	第3章-3-(4) キャリア形成支援(P18)	医師少数地域で勤務する若手医師にとって魅力ある制度を検討していただきたい。(例:国内留学制度など)	医師少数区域に派遣される若手医師が充実したキャリア形成を図ることができるよう、地域医療支援センター等と連携して、キャリア支援体制の充実を図っていくこととしています(P18)。
9	第3章-3-(6) 医学部定員の確保(P19)	今後も「地域枠」は継続していただきたい。	本県としても、地域枠は継続すべきであると考えており、本計画においても、臨時定員として措置されている県立医科大学地域医療枠の増員を継続するよう国に要望することとしています(P19)。
10	第3章-3-(6) 医学部定員の確保(P19)	医師少数区域出身者枠を創設し将来地域の医療を担っていく医師を育成してはどうか。	県立医科大学の入学枠については、今後、地域医療対策協議会において協議を行い、適正な配分となるよう見直しを検討していきます(P19)。

【外来医療計画】

No.	関係箇所	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
11	〔全般的事項〕	外来医療機能の偏在是正と外来医療提供体制の充実を図っていただきたい。	本計画の目的とするところであり、計画に沿った取組を実施し、目標を達成できるように努めて参ります。
12	〔全般的事項〕	医療機器の効率的な活用を推進していただきたい。	本計画の目的とするところであり、計画に沿った取組を実施し、目標を達成できるように努めて参ります。
13	〔全般的事項〕	かかりつけ医を持ち、専門的な検査や治療が必要となった場合には、適切な専門医療機関を紹介してもらい受診するような医療機関のかかり方を県から周知すべき。	今後、県民の皆様には正しい医療のかかり方に関する理解や協力を得るために広報・啓発に努めて参ります。
14	第2章－1 外来医療に関する受療動向、医療施設の状況 (P3)	開業医の高齢化が進んでおり、地域医療を維持するために医業継承者の確保が必要と考える。	本県では、地域医療を堅持するため、引き続き、地域の医療機関で従事する医師の確保に取り組んで参ります。
15	第2章－1 〔外来医療に関する受療動向、医療施設の状況 (P3)〕	開業医の高齢化が進んでいるため診療所の継続性に繋がる対策を要望する	前項に同じ。
16	第2章－1 外来医師多数区域について (P5)	外来医師多数区域に該当している二次医療圏が多数あるが、本当に医師が多いとは思えない。	本県では、新宮以外の6つの二次医療圏が国の示す外来医師偏在指標が全国の二次医療圏の上位1/3に位置する外来医師多数区域とされています。しかし、指標の算定式は、一定の仮定に基づくものであり、入手できるデータの限界などにより、必ずしも全ての医師偏在の要素を盛り込んでいるものではないため、本県では、この指標を絶対的な基準として取り扱うことはせず、地域の実情に応じた運用を行います。

No.	関係箇所	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
17	第2章－3 新規開業者へ求める事項 (P8)	新規開業者だけでなく、承継の場合も対象としてはどうか。	新規開業者だけでなく、医療法上の開設届の提出が必要な場合は、今回の計画に基づく取組の対象とすることとしています。
18	第2章－3 新規開業者に求める事項 (P8)	診療科によっては、外来を維持することが困難となる場合もあるため、診療所医師による外来の応援も必要と考えられる。	本計画において、県内で新規開業する方に対して、「病院と診療所が連携して行う医療提供体制」への協力を求めていくこととしており、必要に応じて、ご意見のような応援体制についても検討して参ります。